



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和2年9月
総務省
総合通信基盤局

- ・モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3等において、携帯電話事業者・代理店に対する規律を規定。

- ・対象役務※は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)

・**対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(現行の告示で指定する対象事業者は合計24者)及び販売代理店**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定。

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を規定。違反した場合には業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種の買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

- 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定(現行の告示は、令和元年総務省告示第167号)。
 - ・MNO及びMNOの特定関係法人(移動電気通信役務を提供している者)については全事業者
 - ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO:全て指定

(自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないと考えられないため。)

MVNO:利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

(利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないと考えられないため。)



MNOの特定関係法人:全て指定

(潜脱防止のため。)

【計算方法】

- ・毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知

* MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

指定する電気通信事業者の見直し

- MNOについては変更なし。MNOの特定関係法人であるMVNOについては、新たな電気通信事業の開始により2者が指定の対象となり、移動電気通信役務の提供状況の変更により、1者が指定の対象外となった。
- その他MVNOについては、直近の利用者数の割合を踏まえても、現在の対象事業者(2者)に変更なし。
- また、諮問時の告示案から、①社名の変更(1者)及び、②指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更(1者)。
- 上記を踏まえ、計25者を告示によって指定する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ <p>【①社名の変更】 意見募集の意見を踏まえ、諮問時の告示案を「NTT国際通信」から「NTTリミテッド・ジャパン」に社名の変更。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTメディアサプライ ・ NTTネオメイト ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ ドコモCS ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTリミテッド・ジャパン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IIJ ・ オプテージ ・ ○△事業者 ・ ×××事業者 … <p>↑ シェアが0.7%超</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグローブ ・ 沖縄セルラーアグリ&マルシェ ・ UQモバイル沖縄 ・ 中部テレコミュニケーション ・ ソラコム 	<p>【②指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更】 現行の告示を制定した際に提供していた移動電気通信役務の提供状況の変更に伴い、諮問時の告示案では指定の対象外とすることとしていた。 その後、終了したサービスとは別の新たなサービスについて、移動電気通信役務に該当する可能性があることから、総務省が報告徴収に基づく報告により確認した結果、新たなサービスが移動電気通信役務に該当することが確認できたため、諮問時の告示案について、指定の対象外としていた者を指定の対象事業者とする変更。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LINEモバイル ・ ヤフー ・ ウィルコム沖縄 ・ 汐留モバイル ・ SBパートナーズ 	<p>計25者 (現行は計24者)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天コミュニケーションズ 	

(注) 赤字は、現行の告示から指定の変更があった者。青枠内は、諮問時の告示案から変更が生じた者。